

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成24年8月21日(火)

開会 13時30分

閉会 15時06分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、岩崎恭典委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘

教職員課 課長 木平芳定、主幹 林良充

小中学校教育課 課長 鈴木憲、副課長 伊藤卓哉、指導主事 伴充
指導主事 山鹿富生

生徒指導課 課長 和田欣子、副課長 今田禎浩

保健体育課 課長 吉田光徳、副課長 西村哲二、指導主事 熊野佳幸

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、副課長 辻喜嗣

文化振興課 課長 中尾治光、三重県立図書館 副参事兼企画総務課長 平野昌

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

件名

議案第20号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第21号 専決処分の承認について(人事関係) 原案可決

議案第22号 三重県立図書館協議会委員の任命について 原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 県立高等学校活性化に関する地域協議会の状況について

- 報告 2 平成 2 5 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について
- 報告 3 平成 2 4 年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 報告 4 いじめ問題への対応について
- 報告 5 平成 2 4 年度三重県中学校総合体育大会及び第 3 4 回東海中学校総合体育大会の結果について
- 報告 6 学校給食モニタリング事業の実施について

7 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 2 4 年 7 月 2 4 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 2 1 号は人事案件であり、資料内に個人情報を含むため、議案第 2 2 号は委員の任命であり、内容に個人情報が含まれるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 2 0 号を審議した後、公開の報告 1 から報告 6 の報告を受け、その後、非公開の議案第 2 2 号を審議し、最後に非公開の議案第 2 1 号を審議する順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第 2 0 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(木平教職員課長説明)

議案第 2 0 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 4 年 8 月 2 1 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが今回改正しようとする規則案でございます。内容については、2 ページの規則案要綱に基づいてご説明申し上げます。2 ページをご覧ください。この公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正ということで、今回は、特別休暇のうち、骨髄液提供に伴う検査・入院等が必要な場合の休暇があるわけですが、そこを改正しようとするものです。

「1 改正理由」ですが、平成23年10月に末梢血幹細胞移植の要件が緩和されることに加えて、本年6月には末梢血幹細胞移植の本格実施に向けて、ドナーコーディネート体制が整備されたということです。そういった状況を鑑み、非血縁者間の末梢血幹細胞移植が拡大されるよう、これまでは骨髄移植について認めておりました特別休暇を、この末梢血幹細胞の提供者となるための登録の申出を行う場合、あるいは、実際に提供を行う場合に認められるよう、この範囲を拡大しようとするものです。

「2 改正内容」ですが、現在、骨髄液提供者となるための登録又はその移植のための骨髄液の提供、これは配偶者、父母、子、兄弟姉妹へのものを除くわけですが、これに伴い検査あるいは入院等が必要な場合、その都度、必要な期間というのが特別休暇として認められている状況です。

今回、この特別休暇の対象を「骨髄液提供者となるための登録」というものから、「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者となるための登録の申出」に変えるということと、「骨髄移植のための骨髄液の提供」という文言を、「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供」に範囲を拡大しようというものです。

施行期日、公布の日ということで、平成24年8月31日を予定とさせていただきます。

この規則につきましては、人事委員会との合同規則ということで、人事委員会が平成24年8月27日に議案を審議すると聞いておきまして、その後の24年8月31日を予定しています。

それから、国のほうでは人事院規則でこういった規定がございまして、既に改正がなされて、平成24年7月1日から施行をされています。

3 ページは規則案の新旧対照表です。

説明は以上です。

【質疑】

委員長

議案第20号はいかがでしょうか。これは特に問題はないですね。

【採決】

－ 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 －

・ 審議事項

報告1 県立高等学校活性化に関する地域協議会の状況について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 県立高等学校活性化に関する地域協議会の状況について

県立高等学校活性化に関する地域協議会の状況について、別紙のとおり報告する。平成24年8月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

説明については、担当の推進監が行います。よろしくお願ひします。

(加藤教育改革推進監説明)

資料の1ページをお開きください。平成27年度以降、中学校卒業生数の大幅な減少、平成24年3月に比べて500人ぐらいの減少が予想されておりますことから、適正規模・適正配置の観点から、学習環境を整備する必要があります。伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域の3地域において地域協議会を開催し、原則公開で行っているところです。

伊勢志摩地域ですが、(1)にありますように第1回を6月28日、第2回を8月2日に既に2回開催いたしました。第1回の状況ですが、この地域の協議会が協議のまとめというものを平成24年3月にまとめたものがあります。お手元に別冊の資料として別綴じの「県立高等学校活性化に係る協議のまとめ」という、右上に「別冊」とあります。そちらの表紙を開くと、1ページが今年3月にまとまりました伊勢志摩における協議のまとめです。

2ページが一番最後の段落に6行ほど文言がございます。「こうした点を踏まえ」というところからですが、「伊勢志摩地域の県立高等学校の魅力化・活性化をはかり、子どもたちがこれからもいきいきと学ぶことができる学習環境を整えるため、平成24年度は、伊勢志摩地域全体における高等学校のあり方について、普通科と専門学科の割合、普通科と専門学科及び総合学科のあり方、当地域における高等学校の配置などの視点から総合的に検討するとともに、平成27年度を目途とした小規模校の統廃合や分校化等の具体策をまとめます。」といったことが、今年の3月にこの地域の協議のまとめでまとまっていますので、これを6月28日、元の資料に戻りますが、第1回の協議会で確認をしたうえで、この地域の高等学校の魅力化・活性化、それと平成27年度以降の少子化に対応した、先ほどありました小規模校の統廃合も含める具体策を平成24年度中にまとめるように協議をしていくことについて、第1回で確認をしました。

続きまして、8月2日においては、この地域の高等学校を取り巻く状況、特に伊勢市内と周辺地域の中学校卒業生の出入りの状況等々について共有をしたうえで、活性化のためのアンケートも行うということについて協議をしたところです。ここまでの現在の状況です。

第3回、次回ですが、平成27年度以降の高校の配置について、県教育委員会としての考え方を提示して具体的な協議を進めていこうということで、第3回は9月6日に実施をするということで準備をしています。

以上が伊勢志摩地域の状況です。

続きまして、伊賀地域ですが、第1回を7月10日に実施しました。この地域の協議のまとめについては、先ほどの別冊資料の3～4ページにかけてですが、4ページ一番下のところに太いゴシック体になっていますが、「学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高校と名張西高校については、平成27年度を目途に7学級程度の1校に統合し、それぞれの特色を併せ持つ、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校

づくりを行う」ということが、今年3月にまとめられています。

これを踏まえろということろ、元の資料に戻りますが、第1回においてこの協議のまとめ及びそれについて地域住民への説明会も5月に行いましたので、説明会の状況等の経緯について共通認識をはかったうえで、進め方について提案をし、了承を得たところろです。

具体的な進め方としては、次の段落、次回以降というところろになりますろが、伊賀地域全体の県立高校の活性化を踏まえつつ、2つの学校を統合して行く新しい高校の学校像を検討して行く。その中で統合する学校の時期・設置場所について、平成24年度末を目途に明らかにすることにいたしました。

また、現中学校3年生ですが、仮に平成27年度の統合ということろになりますろと、現に中1生が該当する学年となりますので、現中2生、中3生、特に3年生の進路選択にとっても影響があると、下級生にかかわることろになりますので、平成24年8月末に平成27年度の統合の有無について明らかにすることろで協議をする進め方が了承を得たところろです。第2回目につきましては、明日、8月22日、伊賀庁舎で行う予定でおります。以上が、伊賀地域についてです。

続きまして、2ページの紀南地域です。この地域には木本高校、紀南高校の2校がございます。平成17年度までこの地域において協議会が設置されており、協議が行われていました。それについては別冊の資料を見させていただきますろが、今度は5ページからろが、その当時、平成17年度、具体的には平成18年3月のまとめですが、この中で6ページの「3 中長期的な課題に対する基本的な考え方」のところろです。(1)のイに、木本高校を1学年6学級規模以上、紀南高校を1学年3学級規模程度として併置することろが当時まとめられ、なお、木本高校で6学級、紀南高校で3学級が維持できなくなった場合、「①2学級規模の分校方式の導入」又は「②6～8学級規模の高校として統合することろを検討する」ということが、当時まとめられています。

来年度の募集定数について、木本高校が6学級を維持できない、5学級になるという状況が発生してききましたので、これに伴って、元の資料に戻りますが、紀南地域の協議会を再開したという状況で、木本高校と紀南高校の現在の取組の状況等について、第1回の協議会で協議をしたところろです。第2回には次回になりますろが、今後予測される中学校卒業生数の減少を勘案して、当地域の高校のあり方について具体的な協議を進めたいと考えており、第2回を8月29日(水)に予定をしています。

最後に、今後の進め方ですが、この3地域の各地域協議会の意見を十分に参考にしながら、県下全体にかかります県立高等学校活性化計画、現在策定中ですが、これに反映しつつ、今後の計画を今年度末を目途に成案としていきたいと考えています。

また、平成27年度以降の少子化に対応する具体策について、引き続き、こうした協議会で協議を進めたいと思います。

説明は以上です。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。報告1はいかがでしょうか。

公開ということですが、これは大勢の人が参加するというか、地域の人がたくさん聞きにいらっしゃるんですか。

教育改革推進監

伊賀地域は、傍聴の方が3～40名程度。その中には県議会議員の方もマスコミの方も来ていただいています。伊勢地域も数名程度の傍聴の方がおられます。紀南地域は1回目は新聞記者の方のみの傍聴でした。

岩崎委員

明日、そうすると伊賀地域の場合には、何らかの形で平成27年度統合の有無について、決めるということでしょうか。

教育改革推進監

協議会でご意見をいただき、その意見を重要な参考としながら、決定は教育委員会がするということで、明日はご意見を伺って、いったん持ち帰ります。

岩崎委員

持ち帰って8月末までに教育委員会としての決定をするということですね。

教育改革推進監

中学生等も含めて地域にお伝えしていこうと思っています。

岩崎委員

紀南地域は木本が5学級になるんですね。大分和歌山県の方に行っている人がいたような気がしたのですが、あれは何かかならんのかとも思うんです。

教育改革推進監

和歌山県の新宮市にある私学に10数名が、熊野市、南牟婁郡から行ってる状況があります。そのあたりも地域としては大きな課題ということで、今後の活性化の一つの課題として考えていかなければならないと、協議会でもなっている状況です。

牛場委員

伊勢志摩地域ではどういう意見が出されてますか。

教育改革推進監

伊勢志摩地域は、各高校の魅力化・活性化ということを、この協議会でもっと深く掘り下げて検討するべきだというご意見が多くございまして、当初、私どもはどちらかというと、適正配置・適正規模というところにある程度絞って、回数も限られている中でご議論をお願いしようということで諮りましたが、回数が多くなっても構わないので、各学校の魅力化・活性化と適正配置を併せて協議すべきだというようなご意見をたくさんいただいています。

委員長

よろしいでしょうか。今までもこういう話を非常に丁寧に進めてきてもらっていると思いますが、これからもまた、いろいろありましたので、より丁寧に進めていただくことを期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

報告 2 平成 25 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について
(公開)

(木平教職員課長説明)

報告 2 平成 25 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について

平成 25 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成 24 年 8 月 21 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

次ページをご覧ください。平成 25 年度の教員採用選考試験の第 1 次選考試験の合格者数の校種別・教科別の一覧です。左から採用見込数、申込者数、受験者数、合格者数という形になっています。一番下のところにすべての校種、教科、養護教諭、栄養教諭を含めた合計があります。採用見込数は合計で約 500 名、申込者数は 3,422 名の申込みがありました。受験者は 3,050 名が受験ということで、合格者数は合計 1,237 名です。第 1 次選考試験は 7 月 21 日に筆答試験、集団面接を実施しました。それで、合格者数 1,237 名ということで 8 月 8 日に合格発表をさせていただいたところですが、要項にも第 1 次選考の選考方法については、採用見込数の 2～3 倍を基本として総合的に選考するとしており、今回、約 500 人の採用見込みに対し 1,237 人の合格ということで 2.5 倍になっています。

第 2 次選考は、8 月 17 日に技能実技試験を、18 日に論述試験と小学校教諭と特別支援学校の小学部教諭受験者には英語リスニングをそれぞれ実施しました。あと、集団面接、個人面接をそれぞれ行いますが、昨日 20 日から 26 日まで看護大学を借りて現在面接を行っています。

説明は以上です。

【質疑】

委員長

報告 2 はいかがでしょうか。

倍率は例年に比べてそんなに大きな変化はないんですね。大体こういう感じですか。

教職員課長

今年度、第 1 次選考試験を受験された方が 3,050 名ですので、これを採用見込数の約 500 で割りますと 6.1 倍ということです。平成 24 年 4 月も同じ計算をすると 6.2 倍、その前が 5.4 倍ということで、平成 23 年 4 月採用に向けては、採用人数もかなり多く 530 人ぐらい応募したということでしたが、今回は昨年度並みの競争率を確保できたかと思っています。ただ、昨年度よりも採用見込数は 100 名以上多いわけですが、多くの受験申込みがあったことになります。

委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

報告3 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について（公開）

（鈴木小中学校教育課長説明）

報告3 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について

平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について、別紙のとおり報告する。平成24年8月21日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

資料の1ページをご覧ください。本年4月に実施された平成24年度全国学力・学習状況調査の結果が、8月8日（水）に文部科学省から公表されました。本年度は調査が抽出で実施されたため、結果については「平均正答率の95%信頼区間」（すべての小中学校で調査を実施した場合の平均正答率が95%の確率で含まれる範囲）により示されています。

本県の結果については、得点の分布状況において、概ね全国と同様の傾向を示していますが、平均正答率の95%信頼区間において、全般的に全国を下回っています。調査結果の概要、現状及び今後の対応は、次のとおりです。

まず1つ目、調査結果の概要についてです。

本調査は、本年4月17日に小学校6年生と中学校3年生を対象に抽出で実施されたものであり、本県の公立学校は、小中学校の201校と県立特別支援学校の小中学部3校が参加しました。

本県の調査結果は次のとおりです。

小学校については、本県の平均正答率を全国と比較すると、特に国語の「知識」に関する問題、「活用」に関する問題、算数の「活用」に関する問題、理科の「知識」及び「活用」に関する問題について、全国と比較して差が大きいという状況にあります。また、小学校の本県の結果について、100%に対する平均正答率の状況を見ると、国語の「知識」に関する問題、算数の「知識」に関する問題において、それぞれ70%を超える平均正答率となっていることから、国語、算数の知識・技能については、更に身に付けさせる必要があります。それ以外の問題は、平均正答率が70%を下回っていることから、国語、算数の活用する力に課題があります。理科の知識・技能及びそれらを活用する力に課題があるととらえています。

中学校については、全国との比較においては、特に国語の「活用」に関する問題について、全国と比較して差が大きくなっています。また、本県の結果について、100%に対する平均正答率の状況を見ると、国語の「知識」に関する問題において70%を超える平均正答率となっていることから、国語の知識・技能について、更に身に付けさせる必要があります。それ以外の問題は70%を下回っており、国語の活用する力、数学、理科の知識・技能及びそれらを活用する力に課題があるととらえています。

なお、「活用」に関する問題は、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力などを問う問題です。また、希望利用による調査を実施した小中学校、合計357校ですが、この調査結果は、今回の数値に含まれてはおりません。

次に、2ページをご覧ください。教科に関する調査と併せて実施された「（2）児童生徒に対する調査について」です。回答状況を全国と三重県で比較し、割合の差が3ポイント以上の主な項目を掲載しました。

まず、小学校については、課題のある項目として、「家庭における学習時間、復習の習慣」、「新聞やテレビのニュース等への関心」、「授業でのグループで調べる活動の実施状況」、「国語における長文の作文や読解」、「算数の学習内容の日常生活への活用」、「理科の学習内容の理解、日常生活への活用」等に課題があります。

優位にある項目は、「地域の行事への参加」です。

また、中学校については、課題のある項目は「基本的な生活習慣（早起き、テレビ等の視聴時間、携帯電話の使用等）」、「家庭における学習時間、復習の習慣」、「国語における長文の作文」です。

優位にある項目は、「地域の行事への参加」、「授業での発表や話し合いの活動状況」、「数学の学習内容の理解」、「理科における発表や説明の活動状況」となっています。

次に、「(3) 学校に対する調査について」です。これは各学校の校長が回答するものです。

まず、小学校は、課題のある項目として「学校図書館を活用した授業の実施」、「将来就きたい仕事や夢を考えさせる指導」、「全国学力・学習状況調査等の学校全体での活用」、「算数における家庭学習の与え方の共通理解」、「学校の教育活動を伝えるホームページの更新状況」、「校長による授業参観の実施状況」があります。

一方、優位にある項目は、『「朝の読書」などの一斉読書の実施状況』、「放課後の補充的な学習サポートの実施状況」、「授業研究を伴う校内研修の実施回数」です。

中学校の課題のある項目は、「学校図書館を活用した授業の実施」、「生徒が調べたことを文章に書かせる指導」、「全国学力・学習状況調査等の学校全体での活用」、「家庭での学習方法等についての具体的な指導」、「教員の校外研修への参加」、「校長による授業参観の実施状況」です。

優位にある項目は、『「朝の読書」などの一斉読書の実施状況』、「長期休業日を利用した補充的な学習サポートの実施状況」、「授業研究を伴う校内研修の実施回数」です。以上が、今回の調査結果の県全体の概要です。

こうした状況を踏まえた学力向上に向けた県の取組については、3ページをご覧ください。「2 現状及び今後の対応」です。取組の大きな1つ目として、今後、調査結果の分析と活用を進めます。具体的には、まず市町との情報共有です。学力向上推進会議については、今後10月、3月に開催する予定です。それから、地域別学力向上推進会議については、既に5月に4つの地域別に開催し、今後11月に第2回目を開催する予定です。こうした会議を通して、学力向上に向けた市町の取組成果及び課題の共有を行います。

次に、大学と連携した調査結果の分析を行います。今後、三重大学と連携し、児童生徒の学力・学習状況、生活状況を詳細に分析する予定です。

3つ目は、学校の取組を支援するためのツールの作成・配信です。調査結果の分析を支援するための「分析支援ツール」の配信は、既に教育委員会のホームページにアップしており、各学校で活用が進められています。授業や家庭学習で活用できるワークシート、それから、効果的な授業例を掲載する「授業改善支援プランの2012」については、今後作成していきます。

取組の大きな2つ目として、学力向上に向けた事業の実施により、市町・学校の取組

への支援を行います。次のアからオは、今年度実施している事業です。

まず、「ア 学力向上に向けた指導体制確立支援事業」ですが、これは全国学力・学習状況調査を活用し、本年度の調査結果やこれまでの調査で明らかになっている課題の解決に向けた取組を、家庭・地域と共有すること等を通して児童生徒の学習意欲を引き出す体制づくりを支援するものです。県指定の実践推進校として29すべての市町、小中学校を合わせて98校を実践推進校として指定をしており、学力向上アドバイザー4名の実践推進校への派遣や、あるいは、きめ細かな指導を支援するための非常勤講師の配置を行っています。

「イ 学力向上県民運動推進事業」です。学校、家庭、地域など、さまざまな主体が連携・協力し、学力向上に向けての県民運動を展開します。学力向上県民運動推進会議の第1回を10月15日に開催する予定です。それから、キックオフイベントの開催は11月2日の予定で、三重の教育談義と合同で開催する予定です。

「ウ 地域による学力向上支援事業」、これは地域住民、大学生や教育経験者等ですが、教科指導の補助を行うなどの地域により学力向上の取組を支援するもので、現在、7市町で取組が進められています。

「エ 理科支援員配置事業」、それから、「オ 確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業」についても、現在、取組が進められています。このような取組を通し各市町及び学校を支援し、児童生徒の学力の向上を図ります。

続いて、添付の資料についても簡単にご説明します。まず、7ページをご覧ください。この資料は、今回、文部科学省から公表されたものです。各都道府県の平均正答率の状況をグラフに表わしたものです。こちらは小学校についてですが、上段の四角囲みのところで、「都道府県の状況については、平均正答率を見ると、22年度同様、ほとんどの都道府県が平均正答率のプラスマイナス5%の範囲内にあり、ばらつきが小さい。」と示されています。

8ページの中学校についても同様の状況が示されています。本県は、小中学校ともにいずれの教科においても、最も都道府県数の多い部分に属しており、全国と比べて大きな差はないものと考えられます。

9ページから10ページの表は、評価に関する調査についての各都道府県別、各教科別の平均正答率の状況です。9ページが小学校、10ページが中学校のものです。

続いて、11ページから23ページは、児童生徒に対する調査について、全国と比較して特徴的な調査結果例の資料です。また、24ページから31ページは、学校に対する調査についての資料です。概略は、先ほどご説明したとおりです。

以上、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果についてご報告いたします。

【質疑】

委員長

どうもありがとうございました。報告3はいかがでしょう。

この報告を見ますと、地域に対して行事などには積極的に参加しているという、これは高い評価ですね。だから、地域とのかかわりが三重県においては全国と比較して高いということですね。これは非常に素晴らしいことじゃないかと思います。

それから、家庭で勉強をあまりしてないのかと思ってチラッと見ましたら、全国的に見ると家庭学習はかなりやっているんですね。予習だったか、復習はやってないようですけど。家庭で全く勉強していないわけじゃなくて、サッと見た感じではそんな感じがします。ちょっと残念なのは、国語の勉強が好きですかというのに対してちょっと弱いんですね。だから、理科の勉強も好きですかに対しても、全国的に比べると弱いんですね。こういう点は、国語が好きになったり、理科が好きになったり、算数が好きになったりできるような方向に持っていけるといいですね。勉強、勉強と言うだけじゃなくて。小学校、中学校で一生懸命勉強して、高校、大学に行ってもほとんど勉強しないというふうになるのは本当に困りますので、その辺のところを押さえながら学力の向上を進めていく必要があるんじゃないかという気がしますね、これを見ていますと。

ただ、家庭では意外と頑張っている感じがするんですけど。どうぞ、それに対して。

小中学校教育課長

家庭学習の時間については、全国と比べるとやはり短いという状況です。

岩崎委員

短いと答えた比率が全国より高いということですね。

委員長

家庭の学習が少ないんですか。ちょっと勘違いですね。さっき多かったかと思って、やはり家庭の学習が、復習が少ないのは分かりましたが。これは逆ですか。

岩崎委員

しないと答えた人が多かったのが全国に比べると高いと。

委員長

少ないと答えた人が多かった。前のほうだけ読んでいたので。では、全く逆ですね。やはり家庭の学習時間が少ないということですね。これだったら分かるんですよ、理由が。家庭に協力していただくことに関しては、この統計だったらわかるんです。私もそう思ってたんですが、さっき読んだときに下のほうを読まなかったものですから。意外と多いのかと思ったのですが、少ないんですね。では、合点しました。

牛場委員

それと、読書の習慣をもっともっと図書館を利用できるような働きかけを教育委員会でやってみたいという気はしています。ほとんど行ってない子が多いです、学校でも。図書館に行っていないという。

岩崎委員

図書館には行ってないが朝読はよくやっているんですね。ということは、どういうことですか。要するに与えられたものは読むけども、自分で図書館へ行って調べ物をしたり、読みたい本を選択することは苦手ということですか。

牛場委員

だから、学校でやりなさいと言われると素直にやるということですね。

岩崎委員

言われたら素直にやるけど、自分で調べないということですか。

教育長

さっきの2ページで課題のある項目とか優位にある項目と拾ってもらってありますね。拾ってもらったときの基準というのは、例えば課題がある子どもとか、全国と比較してどれだけ以上開いてたのを拾ってきたのか、どういう基準でこれを選定してもらったかというのを教えて欲しいんです。

委員長

これ3ポイントと書いてありますね。

岩崎委員

優位の3ポイント。

教育長

どっちも3ポイント。あとは大体ほぼ全国並みということなんですね。

委員長

課題に書いてありますね。学習時間・復習時間が短いということが。

もう1つ、細かいところで分かりにくかったのは、2つありますが、2ページで校内研修への参加と校外研修への参加というのがあるんですね。これが分かっているんですね。優位は校内研修ですが、校外研修はあまりやってないということですか。中学校です。

岩崎委員

教員の校外研修というと具体的にどんなのがあるんですか。

次長（研修担当）

校外研修というのは、例えば学校から離れて先進地へ行って、その学校が教育研究会をされるのを見に行ったりという風に、校外で行われる研修に参加することを言います。

委員長

もう1つは、校長による授業参観の実施状況はどういう意味なんですか。

小中学校教育課長

この質問項目は、「校長は、校内の授業をどの程度見て回っていますか」という質問事項で、選択肢が、「ほぼ毎日」「週に2、3回」「月に数回程度」「ほとんど行っていない」という4つから校長が選択をするようになっています。31ページをご覧くださいと、これが中学校の一番下の10番のところですが、今ご質問の統計の中学校のグラフです。

それから、小学校については、27ページの10番という状況で、全国と比較すると、校長による授業参観の回数が少ないということになります。校長が授業をこまめに回って、その時間の指導内容についてアドバイスをしたりという状況が、「校長による授業参観」ということになります。

委員長

校長がアドバイスするという意味なんですね。僕は、あまり校長がうろうろしていると邪魔になるかと思ったんですが、そうではないんですね。現場の経験のある方、いかがですか。

小中学校教育課長

私、昨年、校長で中学校に勤めておりまして、学校や教員にもよると思いますが、教員が指導の場面を見届けられることに対してあまり抵抗感がないのに、自分自身が驚きました。昨年1年間については、授業を見られることに対しては、逆に喜んでもらったという状況はありました。それから、ほりっぱなしではなく、自分たちが頑張っている姿を見届けられることを教員が求めている部分もあるのかなという気持ちも持ちました。これは私の個人の経験ですので、全体ではないかもわかりませんが。

委員長

私は素人判断でいちいち面倒くさいなと思わないかと思ったんですが、逆なことが多いということですね。指導できる校長さんがいれば、それは助かるということですね。分かりました。

報告3はいかがでしょうか。

ただ、低いということは確かなので、県議会でも学力についてはいろんな請願があがってますね。それが採択されていますので、県教育委員会としてもこういうことを努力していく必要があるんじゃないかと思いますが、慎重に昔のような過度な競争に陥らないことを考えながら進めていかなきゃいけないんじゃないかと思います。またよろしくお願いいたします。

何かございますか、このことに対して担当者の方から。

次長（学習支援担当）

まさに学力・学習状況調査は、今年度は基本的に抽出調査プラス希望利用という形でした。そうした中で100%に近い形でこの調査に参加をいただいていると。これはとりもなおさず、県教育委員会としてもこの調査を十分に活用していただき、教育改善に生かしていただきたいとお伝えする中で、これ程の参加率も得られたのではないかと考えておりますし、確か先ほど、家庭学習の時間が短いということでしたが、本年度から特に学力向上に関して県民運動、特に県民総参加の取組というのが非常に大きな動きとして必要だと考えておりますので、こうした今回出ています課題も踏まえた形で、子どもたちに適切な形で学力が身に付くよう進めたいと考えています。

委員長

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。他によろしいですか。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

報告4 いじめ問題への対応について（公開）

（和田生徒指導課長説明）

報告4 いじめ問題への対応について

いじめ問題への対応について、別紙のとおり報告する。平成24年8月21日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

1ページをご覧ください。いじめ問題への対応としては、全国的にもいじめが背景事情として認められるような生徒の自殺事案が発生していることを深刻に受け止め、県知

事と県教育委員会委員長の連名による「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」を行いました。かけがえのない子どもたちの命を守るために、子どもたちにかかわるすべての人に対して、「いじめは絶対に許さない」という覚悟を持って積極的に行動するように呼びかけたところです。今後もいじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を引き続き、取り組んでまいります。

これまでの経緯と今後の取組についてご報告します。まず、1の「これまでの経過」については、(1)のところですが、7月13日に《すべて学校・教育委員会関係者の皆様へ》ということで文部科学大臣談話が発表されました。この談話の趣旨も踏まえながら、各県立学校、市町教育委員会に再度、いじめの問題への取組の徹底についてということで通知文を出ささせていただいたところです。特に各学校、教育委員会に対しては、できる限り県教育委員会としても支援を行うことを改めてその通知書の中で周知をさせていただきました。

(2) 「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」については、前回の定例会でご報告したところです。外国語版（スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）の3つの言語についても作成をし、これを各学校、市町教育委員会に配付し、必要に応じて活用できるように配慮しました。

(3) 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」について、8月1日付で文部科学省より調査の依頼がありました。この調査の依頼を受け、県立学校及び市町教育委員会に対し、学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況に関する調査が1つと、もう1つが、各学校において児童生徒の状況を把握したうえで、学校におけるいじめの認知件数等についての児童生徒の調査の2つの調査を実施するようお願いをしています。この児童生徒の調査については、夏休みが明ける9月上旬までにアンケート調査を実施し、子どもたちの状況を把握したうえで調査に回答するように依頼をしています。

児童生徒用のアンケートの様式は、各学校で既の実施をしているものがあれば、それを使っても結構ですし、今回、県の教育委員会で参考までに児童生徒用のアンケート調査の作成をしました。これについても外国語版のものも作成し、必要に応じて活用できるように各学校、市町教育委員会に配付したところです。

また、その調査の実施にあたっては、市町等の教育委員会との合同会議も開催し、適切に実施できるようにしています。具体的に資料をお付けしたので、資料のご説明もさせていただきます。

調査については、資料の9ページをご覧ください。「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」ということで、質問票のAについては、各教育委員会に対しての質問の項目になっています。9ページのところにあるように、学校に対する指導をどのようにしているか。10ページ、それぞれの教育委員会におけるいじめ問題への取組の状況について。それがずっと続きます。14ページですが、教育委員会におけるいじめの問題への取組に対する点検について。15ページには学校と警察の連携について。さらに16ページにおいて、重大事案につながるおそれのあるいじめについての対応という内容で、教育委員会に対する取組状況の質問項目になっています。

17ページからが学校に対する質問になっています。同様にいじめの問題への取組に

対する点検について、17ページです。18ページ、いじめの実態把握に関するアンケート調査の実施状況について、いじめを把握したときの対応。19ページでは、研修が学校における管理・指導体制の在り方等、20ページには学校と警察の連携についてというような質問項目が学校に対して上がっています。

23ページが児童生徒調査となっています。回答票は、各学校でいじめの認知件数、24年度当初から今回の調査の時点までのいじめの認知件数を回答していただくような回答票になっていますが、県教育委員会としては、この認知件数を回答していただくにあたっては、必ず各学校で児童生徒に対してアンケート調査を実施したうえで、その回答票にお答えいただくようお願いしています。

24ページは、重大な事案等についての回答を求めるシートになっています。25ページ以降は、県の教育委員会で作成をした児童生徒に対するアンケート調査の様式です。小学校の低学年用が25ページ、26ページに小学校の高学年用、27ページが中学生用、28ページに高校生用ということで4種類のアンケート調査を作成し、各学校、市町教委へ送らせていただきました。

もう一度資料2ページにお戻りください。

今後の取組について、1点目にいじめの問題については、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組が最も大切ということで、児童生徒に対するアンケート調査については、少なくとも学期に1回程度の複数回を実施して、適切に実態把握をするという手段を講じるように指導をしていきます。

2点目に、毎月のいじめの概要と対応及び事案の推移の報告です。市町教育委員会、県立学校からは毎月、各学校における問題行動等について、その件数、特に重大な事案の概要について報告をこれまでも求めてきました。今後は、すべてのいじめと虐待の事案については、その概要と対応、事案の推移や解消の状況等についても報告を求めることとします。その報告に基づいて必要に応じて学校や市町教育委員会に対して支援を行います。

(3) 「学校問題解決支援事業」は新規の事業ですが、市町教育委員会が主催する生徒指導の担当者や管理職の研修会、様々な研修会に対して県の教育委員会の専門的な知識やスキルを持った職員を派遣し、具体的な事例を用いた実践的な研修会を行うことで学校を支援します。

3ページをご覧ください。(4)の「ケータイ・ネット上のいじめ問題への対応」です。「ケータイ・ネット対策事業」は、これまでも実施をしてきました。誹謗中傷等のいじめに関わるような書き込みの削除依頼等の対応については、学校でなかなか対応がうまくいかない場合には、学校からの要請に応じて教育委員会を通じて業者に依頼をし、また、教育委員会を通じて学校への支援をするというような形で行ってきましたが、今後、より迅速な対応を図るために、学校に直接業者からその削除の支援が受けられるような体制づくりを進めます。

(5) 「いじめ問題に関する研修会の実施」ですが、これまでも小学校、中学校の生徒指導担当者の講習会、この夏休みに実施しましたが、その期間中において、いじめはどの子にもどこの学校でも起こりうるものであるという認識に立って、何よりも未然防止、早期発見、早期対応に努めるように周知徹底を図っています。今後、10月30日

に「いじめ問題に関する研修会」を広く県内の小中高の教員及び教育委員会関係者を対象に開催をする予定です。

(6) 『いじめの電話相談紹介リーフレット「一人で悩まず相談しよう」の配付』です。32ページをご覧ください。夏休みが始まる前に各学校にも一度お送りしましたが、再度、このような時期ですので8月末にもう一度、このような形のリーフレットを各学校で使っていただけるように配付をしたいと思っています。困ったときの電話相談の窓口を紹介するという形での取組を進めます。

もう一度、3ページにお戻りください。(7)「人権学習教材等の活用促進」ということで、やはりいじめの問題での対応は、未然防止、子どもたちにいじめを許さない人権感覚を育てていくことが非常に大事だと考えています。人権学習教材「わたし かがやく」の資料を後ろにお付けしましたが、子どもたちの自尊感情や人権感覚を高めて、いじめ等の教育課題に向けた学習がより一層促進されるように支援します。

私からは以上です。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。報告4はいかがでしょう。いじめの場合、三重県の場合は学校によって、例えば、外に報告しないで学内だけで解決していこうというような雰囲気はあるのでしょうか。それとも全部報告して、それでいろんな方々の力を得て解決していこうという場合も見られるのか。学内で全部抱えてしまうようなことがあまり多いと、先生方も大変かと気遣っているんですが、そのあたりはいかがでしょう。

生徒指導課長

いじめ問題だけではなく、様々な問題行動は、どうしても学校の中で解決しようという傾向にはあると思いますが、これまで教育委員会としても様々な専門家を派遣するなどのいろんな問題の解決に向けての支援ということで取り組んできました。そういう意味では、学校だけで解決できない課題は、いろんな関係機関と連携をして問題を解決していこうという雰囲気は広がっていると思いますが、小学校においては、なかなか担任制度の中で担任が抱えてしまう傾向にあると思っていますので、小学校の生徒指導の担当者、研修会や管理職の研修会の中でも、学校全体の問題として共有し、その問題をチームで当たっていく必要性については、お話し、指導もさせていただいているところですので、早期の対応に努めていきたいと思っています。

委員長

小学校の先生も、先生方一般にそうですが、非常に責任感が強くて真面目で、そのために何かいじめがあると自分の責任のように考えてしまうような人がいると思うんですね。私は、いじめというのは、どんな立派な先生の下でも起こり得ることだと思うんですね。そういう意味ではいじめがあることを報告された場合、絶対その先生を責めてはいけないと思うんですね。初期の段階で報告することが、むしろ好ましいことだと思うような雰囲気をつくる必要があるんじゃないかと思います。

そうすれば、経験の豊かな方が必ず周りにいますので、もし非常に大きな問題の場合は、ここにあったような支援事業とか、各市町の教育委員会のチームとか警察の関係と

かで点検していけば、あまり大きくならないと思うので、私は先生が早く相談をするという、子どももちろん相談しやすい雰囲気をつくる必要がありますが、先生が分かってあまり抱え込まないようにしないといけないんじゃないかと思いますので、そういう雰囲気づくりを我々はやっていかなきゃいけないと思います。

もう1つは、いじめって本当に難しいと思うんですね。家庭の問題もありますし、子どもの生活の問題もありますし、いろんな問題がありますので、そんな簡単なものじゃないので、そんなに簡単に解決できる問題じゃないということを前提に考えていかなきゃいけないことではないか。簡単なことはもちろんあると思いますが、世界で起こっていることですし、日本だけではありませんので、そういう意味ではそういう理解をお互いに持つべきじゃないかと思います。

ただ、幸い、ここ数年間を見ていると、三重県は大分落ち着いて来ているんじゃないかと、先生方の努力もあるでしょうが、そう思いますので、まずまずいい取組をたくさんやっていますので、ますます進めていってほしいと個人的には思っています。

牛場委員

先生を支援するソーシャルワーカーさんとか、そういう方をたくさん学校につけていただいて、先生の支援ができるようにと。そして、昨年でしたか、教育委員会と警察との懇談会が実施されましたが、これは引き続き今年も連携を取っているような問題解決をしたらいいと思っています。

清水委員

この中にも人権学習教材等の活用というので、本当にしっかりと先生方も警察もPTAも人権学習に取り組んでもらっていることも分かっていますが、小学校から大学出るまで人権って勉強してないと言われる方が教員をされているんですね。地域性もあるかと思いますが、今年度の教員採用試験でも人権感覚に優れ、人間性に富んだ人物像を求めるなら、三重県の教職員課程の学校には、せめて人権のカリキュラムを設けて、教員になろうかと思う人には、そういう勉強をしてきてもらって教員採用試験を受けてもらいたい、三重県だけでも進めていただければありがたいと感じています。

たまたまその子が「ない」と言っただけで、人権学習をしているのはずっとしていると思うんです、小学校でも中学校でも。それをその本人が授業を受けた感覚になっていないというのも、怖いことかなと思いました。大学の中でも教員を目指す学生には、そういう取組がしっかりあったらいいと、そのとき少し思いました。

岩崎委員

ほとんど憲法を勉強してません、というのと同じですよ。

清水委員

たまたま希少なケースなのかもわかりませんが、もうちょっと意義のあるレポートを書けないかと思いました。レポートの下書きを見たときに、僕はそんな授業は受けてこなかったと言ったんです。せっかく教員になって、これを今やって、付け焼き刃的なレポートで、これを出すのかというようなものが、昨年出てきたんです。

岩崎委員

それでは、1点だけ。今後の取組のところで2ページの(2)の「毎月のいじめの概要と対応及び事案の推移等の報告」を改善するということが書いてあります。具体的に

は9月からなるんでしょうか。今も起こったものは全数上がってきているという形でいいですか。重大な事案についての概要を求めているが、今後はすべてのいじめや虐待の事案についてということですから、重大なというのは、生命とか身体にかかわることですね。そうではないいじめとか虐待については、これが一応全部この県の教育委員会にあって、重大かどうかの判断は、県の教育委員会ですということですよ。

生徒指導課長

支援の対応が必要かどうか、具体的に報告をいただいたものを市町教育委員会と学校とも聞かせていただきながら、県として支援が必要なものについては積極的に支援をさせていただきますと思っています。

岩崎委員

そこがよく分からなくて、今は要するに重大な事案と判断するのが、学校現場であったり、各市町の教育委員会であったりするとところに問題があるんじゃないか、という判断になっているのではないかと思うわけです。それで、県に全部報告しなさいと。それで県が今度は重大な事案かどうかの判断をするみたいなニュアンスが感じられるが、それは一つには確かに学校現場の皆さんも本当に自分の責任だと思って、重大じゃないってとらえがちになるジレンマから解放しようということだろうとは思いますが、逆にそれが全部来たときに、重大な事案かどうかという判断を県教育委員会がして、それぞれ個別にサポートしていくという話を始めたら、これってある意味、県としてそれまでに時間が経ってしまうし、県のスタッフでそういう事案が全部回っていくんだろうかという気もするし、変な話ですが、重大な事案という判断基準を県に預けてしまう形にならないのかとも思いますが、そこはどうなんでしょうか。

生徒指導課長

この事案について、それぞれの学校、市町教育委員会が起こってきた事案に対してどういう対応をしていくのか、その対応をした結果、いじめが解消したのか、継続支援中なのかということ報告いただくということで、事案の対応について、このように対応していくということを教えていただいたことに対して、さらに教育委員会として必要な支援があれば、支援をさせていただくということです。これは月ごとの報告ですので、それこそ本当に緊急な場合には、その都度、報告をいただいて、情報共有をしたうえで、共に対応に当たらせていただくということは、これとは別に緊急な場合には対応をさせていただきますと思っています。

岩崎委員

分かりました。

委員長

よろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

報告5 平成24年度三重県中学校総合体育大会及び第34回東海中学校総合体育大会
の結果について (公開)

(吉田保健体育課長説明)

報告5 平成24年度三重県中学校総合体育大会及び第34回東海中学校総合体育大会の結果について

平成24年度三重県中学校総合体育大会及び第34回東海中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成24年8月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。平成24年度三重県中学校総合体育大会は、7月28日(土)から8月1日(水)にかけて県内各地で開催をしました。

資料2ページに団体種目の上位入賞校の一覧を、また、資料3～4ページにかけては、個人種目の上位入賞者の一覧を掲載しています。

なお、陸上競技は10月13日、14日に伊勢市の県営陸上競技場にて、そして、駅伝競走は、11月17日(土)に四日市中央緑地公園においてそれぞれ開催する予定です。

続きまして、5ページをご覧ください。第34回東海中学校総合体育大会は、8月7日(火)から8月11日(土)にかけて、静岡県各地において開催されました。本県からは16種目に約1,200人の選手が大会に参加しました。結果は5ページに団体の部、6ページにかけて個人の部の上位入賞者を掲載しています。

団体の部では、久居中学校女子バレーボール、長島中学校の軟式野球が優勝したのをはじめ、11種目に20チームが3位以内の上位入賞を果たしました。個人の部は3種目の4種別で優勝を果たし、延べ43名が3位以内の入賞を果たしています。

なお、これらの大会で全国大会に出場権を得た学校は、現在、関東ブロックにおいて開催されています平成24年度全国中学校体育大会に出場をしています。これは8月17日(金)～8月24日(金)まで開催されています。これについては、全国大会にかかる詳細結果ということで、次回の定例会で報告させていただきます。

なお、高校生の競技ですが、現在、開催中の全国高等学校野球選手権大会に三重県代表として県立松阪高校が出場しました。試合は15日に行われましたが、松阪高校は残念ながら、岡山県代表の倉敷商業に3対8で敗れました。当日は教育長にも甲子園に向いていただき、学校に対してねぎらいの言葉をいただきました。

ちなみに倉敷商業は準々決勝に進み、今あたりに結果が出ているのではないかとということ、あの後、もう1試合勝ちまして、今、準決勝、高知の明德義塾高校とやっているのではないかと状況です。

以上でございます。

【質疑】

委員長

何か県の記録とかそういう注目すべきような記録はございましたか。

保健体育課長

文岡中学校の陸上競技ですが、4×100mリレーで1位のタイムで好成績を出しています。

ちなみに東海大会ですが、今、11種目20チームが3位入賞と言いましたが、昨
年
が9種目15チームですので、今年度は随分中学校は東海大会で頑張っていただけまし
た。

岩崎委員

33年が国体でしたね。そうすると、この辺はぼつぼつ頑張ってもらわないといかん
人たちですね。

牛場委員

将来のオリンピックに選手に。

委員長

では、よろしいでしょうか。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・ 審議事項

報告6 学校給食モニタリング事業の実施について (公開)

(吉田保健体育課長説明)

報告6 学校給食モニタリング事業の実施について

学校給食モニタリング事業について、別紙のとおり報告する。平成24年8月21日
提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

学校給食モニタリング事業について報告します。1ページをご覧ください。

この事業は文部科学省の委託を受けての事業です。県内29市町において、学校給食
におけるより一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食一食全体について放射性
物質の有無や量について事後検査を行います。

実施期間は、平成24年9月10日(月)から平成25年2月28日(木)まで実施
します。

2ページの「1 検査期間及び検査回数」をご覧ください。この期間を約1ヶ月ごと
に5期に分け、各期間1回ずつ実施する方法をとります。

3ページをご覧ください。検査は、各市町の小中学校又は共同調理場の中から各市町
ごとに1ヶ所を選定していただき、各市町での検査実施施設は3ページのとおりとなっ
ています。

検査方法ですが、ゲルマニウム半導体検査器によるガンマ線スペクトロメトリー分析
法により放射性セシウム134及び137の有無や量について検査を行います。1回の
検査は、1日分又は5日分の給食をまとめて検査器にかけて行います。

検査結果は、県及び県教育委員会のホームページにより1期ごとに公表するとともに、
報道資料提供を行います。その流れは4ページのとおりです。放射性セシウムが検出さ
れなかった場合は、公表としては不検出、放射性セシウムが検出下限値を超えて検出さ
れた場合には、保存食を使用して追跡検査を行います。それぞれの試食品が新しい基準
値以下の場合には、安全であると公表を行います。万が一基準値を超えた食品が特定され
た場合には、調査委員会を開催し、健康福祉部あるいは農林水産部と連携をして県全体
で対応していきます。

その食品中の放射性物質の新しい基準値が5ページに書かれています。これは消費者庁から出されているものです。この検査を実施することにより、学校給食の食材により、その安全・安心の確保と保護者の皆さんに安心感を持っていただくことを期待しています。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告6はいかがでしょうか。

岩崎委員

万が一出たときには食べてしまってるんですね。

保健体育課長

事後検査です。

岩崎委員

そこがちょっと。しょうがないでしょうね。

教育長

通常は、今は大気も水も食品も基本的には検査されていますので、流通してないという前提ですね。それで、事後的にもし何かあったときには、これでフォローしながら、仮に発見されれば、それについて次の人たちへの安全を担保しようということですので、いろいろな形でチェックはされているという前提の下でやっていますので。なかなか完璧なものは難しいと思いますが。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第22号 三重県立図書館協議会委員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第21号 専決処分の承認について（人事関係）（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。